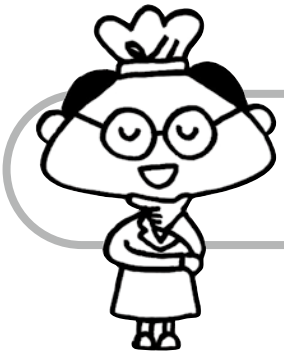

⑩ 端数計算はどのように？

この章では、消費税の課税標準額及び税額などの「端数計算の方法」について説明します。

消費税の課税標準額及び税額などの端数計算の方法については、次のとおりです。

[1] 課税標準額の端数は

課税標準額を算式で求めるとき、1,000円未満の端数は切り捨てます。

課税標準額は、課税期間中の課税資産の譲渡等の税込価額(注1)の合計額に$\frac{100}{110}$(標準税率)又は$\frac{100}{108}$(軽減税率)を掛けて算出します。(注2)

課税標準額 (標準税率の対象) (1,000円未満切捨て)	＝	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 (標準税率の対象)	×	$\frac{100}{110}$
課税標準額 (軽減税率の対象) (1,000円未満切捨て)	＝	課税資産の譲渡等の税込価額の合計額 (軽減税率の対象)	×	$\frac{100}{108}$

なお、売上税額につき積上げ計算を行う場合には、税率ごとに課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から適格請求書等に記載された消費税額等を差し引いた金額（1,000円未満切捨て）が課税標準額となります。

注1
消費税額及び地方消費税額を含みます。

参照→課税標準額はP27

注2
特定課税仕入れ（参照→P49）がある場合は、特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額も課税標準額となります。

[2] 消費税額の端数は

課税期間の課税標準額に対する消費税額は、［1］によって算出した課税標準額に税率を掛けて算出します。

課税標準額に対する消費税額	＝	［1］で算出した各課税標準額 (1,000円未満切捨て)	×	7.8%(標準税率) 又は 6.24%(軽減税率)

参照→税率はP2

なお、売上税額につき積上げ計算を行う場合には、次により計算した金額が課税標準額に対する消費税額となります。

課税標準額に対する消費税額 (1円未満切捨て)	＝	適格請求書等に記載した消費税額等の合計額	×	$\frac{78}{100}$

[3] 課税仕入れに係る消費税額などの端数は

① 課税仕入れに係る消費税額、売上対価の返還等の金額に係る消費税額及び貸倒れに係る消費税額に、1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

② 課税標準額に対する消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額などを控除した税額（差引税額）に、100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。

■消費税の税額の計算欄（拡大）

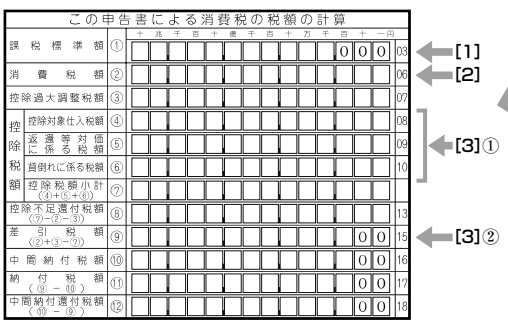
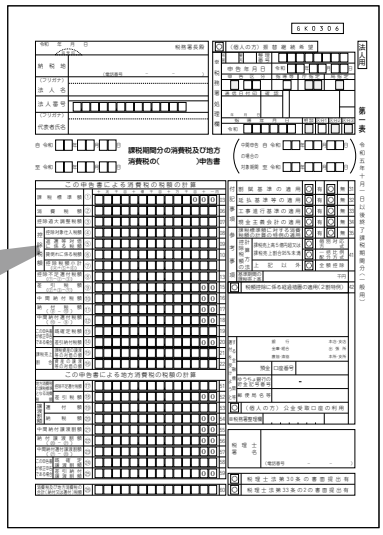
消費税及び地方消費税の申告書